○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸魚川市大字歌字浜山九六八番一から同市大字歌字浜山九五四番一まで	前	一一・一二～三二・三二メートル
	後	三〇・一五～九七・八二メートル
糸魚川市大字青海字向山四四八九番三八地内	前	一二・九〇～二一・九九キロメートル
	後	一七・三一～二四・二一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富山県下新川郡入善町椚山一番九から同町上野五五番一まで	前	二八・〇〇～一一八・一三メートル
	後	二八・〇〇～一一八・一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町椚山一番九から同町青木一一〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十四日

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市日羽字川平五〇一番一から同市日羽字川平四九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十四日

国会事項

衆議院

議案提出

四月二十二日委員長から提出した議案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

議事日程

四月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十一号

令和八年四月二十三日（木曜日）

午後一時開議

第一　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　食育基本法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

第三　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五　投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六　投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八　インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）

第九　国家情報会議設置法案（内閣提出）

参議院

議案付託

四月二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

国土交通委員会に付託

質問主意書転送

四月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三五号）

高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三六号）

警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三七号）

報告書提出

四月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

環境大臣石原宏高海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　鈴木　憲和

内閣府特命担当大臣石原宏高海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる

（以上四月二十二日）

人事院

（企画法制課長）

神宮司英弘

総合政策課長に配置換する

（人材局参事官）

佐藤　壮

職員福祉局参事官に配置換する

職員福祉局付の併任を解除する

（公文書監理室長）

森川　志保

総務課公文書監理室長に配置換する

（事務総局総合調整官）

橋本　義裕

総合政策課政策調整室長に配置換する

（企画法制課法制調査室長）

上村　昂大

総合政策課法制調査室長に配置換する